

現象世界に必然偶然と自由とがある その3

「蝶の雑記帳 139」の3

2.2 現象界の必然と対比される可想的な自由

Ⅲ 「世界の出来事をその原因から導来する場合における かかる導来の全体性に関する宇宙論的理念の解決」

上の②の見方からすると、ここからの議論は、新しく拡張された問題空間でなされるのである。

この第Ⅲ項では、“序説”を述べたあと、二つの細目が立てられる(それをⅢ.2とⅢ.3と呼ぼう)。その細目Ⅲ.3の冒頭に、「まずこの先験的問題の解決のあらましを述べておくのが便宜であると思った」と過去形の文が置かれるが、この文は、第Ⅲ項の表題「……の解決」に対応して、そのあらましは“序説”で述べたという意味だろう。そして、細目Ⅲ.2の表題は「……の可能」とされ、細目Ⅲ.3の表題は「……の解明」とされる。ところで、細目Ⅲ.3の冒頭では、「あらましを述べた…」の文に続いて「そこで私は、理性がこの問題を解決するに用いたいいくつかの要因を互いに分離して、これを別々に考察しようと思う」と述べて、細目Ⅲ.3の目的を表明している。そうすると、第Ⅲ項は、序説部分で「先験的問題の解決のあらまし」を述べ、細目Ⅲ.2で「…自由による原因性の可能」を提示し、細目Ⅲ.3「普遍的自然必然性と結合された自由という宇宙論的理念の解明」において「要因に分

離して」詳細に論じるという構成になっていることが分かる。長い第Ⅲ項の構成をこのように見てはじめて細目Ⅲ.3 の分量がなぜ多いのかを理解することができる。

補足すれば、第Ⅱ項の後半の細目Ⅱ.2 の表題が「数学的-先験的理念の解決に対するむすびと力学的-先験的理念の解決に対するまえおき」だったことからすると、「数学的-先験的理念」は解決されたとして、第Ⅲ項は「力学的-先験的理念の解決」をめざす議論だということになる。第Ⅲ項の表題にある「宇宙論的理念」は「力学的な理念」を意味している、と考えてよい。

こういうわけで、第Ⅲ項の「解決のあらまし」を述べた序説部分には、わたしの考えようとする問題の核心部分が示されている。ほとんど全文を引用しなければならない。

(H1)——およそ生起するものに関して二通りの原因性しか思いみることができない。即ち、自然による原因性か、それとも自由による原因性か、二つのうちのいずれかである。自然の原因性は、感覚界において或る状態が規則に従って、それよりも前の状態に起きる場合におけるこれら二つの状態の結合である。ところで、現象の原因性は、時間的条件に基づいている、従ってもし前の状態が常住的にいつでも存在し続けてきたとしたら、この状態は時間的に初めて発生するような結果を生じることはいだらう。すると生起し発生するものの原因の原因性は、

それ自身また発生したものであるから、悟性の原則に従って更にそのまた原因を求めねばならないわけである。

(H2)——これに反して私が宇宙論的意味において自由と言うのは、或る状態を自ら始める能力のことである。従って自由の原因性は、自然法則に従ってこの原因性を時間的に規定するような別の原因にもはや支配されることがない^(H2a)。この意味において自由は純粋な先験的理念である。自由の理念は、— 第一に、経験から得られたようなものを何ひとつ含んでいない。— また第二に、この理念の対象は、いかなる経験においても規定せられ得ないし、また与えられ得ない。およそ経験を可能ならしめる普遍的[自然]法則は、生起する一切のものには原因がなければならないこと、従って原因の原因性、即ちそれ自身生起し或いは発生したところの原因性もまたその原因がなければならないことを要求するからである。こうして経験の全領域は、それがどのように拡張されようとも、しょせん単なる自然の総括でしかない。しかしこういう仕方では、因果関係における条件の絶対的全体性をここに求めることはできない。そこで理性は、自発性という理念を創り出したのである。自発性は、みずから作用を始め得る能力であるから、別に原因を必要としない。つまりこの自発性よりも前に何か原因があって、それが因果的法則[因果律]に従ってかかる自発性に作用を規定するというのでは

ない。――

カントが「自由」という語をはじめて導入するのは(H1)の文章からである。その大事な場面で述べられるのは、「生起するものの原因性は二つ、自然による原因性か自由による原因性のいずれかだ」という命題だけで、明確な根拠を示しているわけではない。この独断的な言明にカント流の批判を加える必要がある、とわたしは考える。

「自然による原因性」と「自由による原因性」が二者択一的に区分して対置されるのだが、自然言語における「自然」と「自由」という二つの語の語義に対義的な意味合いはない。この言い方で二つの原因性を対義的に対置するには、何か不足がある。次の(H2)の文章中にある(H2a)の文章を援用して、「自然」の代わりに「自然法則」と置き換えて、「自然法則による原因性」を「自由による原因性」と比較すればより対義的になる。カントは、「自由」を「自然必然的な法則」と区別しようとしているのである。事実、次の第Ⅲ.2の表題に「自然的必然性の普遍的法則と調和するところの自由による原因性の可能」という言葉が現われて、この考えを支持する。そういう意味を背後に置いてカントは、単純に縮めて、「自由」は「必然」と対義的だ、と考えているのである。

カントが(H1)と(H2)で論拠を示さず提言しようとしていることを要約すれば次のようになる。

③ この項目Ⅱ.2でカントは、先験的分析論で確立した認識理論から“離陸”して、新たな哲学的領野を架設しようとしている。

「自然」界での出来事は、原因と結果の因果関係として「規則に従って」生起し、その「自然における生起」は果てしのない因果関係の継起として起きて、①で見たように、そこで絶対的全体性を知ることはできない。他方、「自由」というのは、理性が創り出した理念のことで、自発性すなわち「自ら始める能力」を意味して、「原因」を必要としない。この「自由」は、②で導入した「可想的なもの」を容れる「理念の領野」で働く能力である。

「現象世界」の外にこの「理念の領野」を架設して拡張された問題空間では、「自ら始める能力」を原因性に見なせば、「生起するものの原因性は二つ、自然による原因性か自由による原因性のいずれか」である、と言うことが可能になる。

「自然」と「自由」という語には対義的な意味合いがほとんどないが、カントは、「自由による原因性」を「自然法則による原因性」と区別しようと意図しているのである。

こうしておいて、カントは次に、「自由」が実践的概念だと規定する。

(I1)——特に注意せねばならぬことがある、それは、自由という実践的概念[意志の自由の概念]は、自由という先験的理念に基づくものである。…実践的意味における自由

とは、意志が感性の衝動による強制にかかわりがないということである。意志は、受動的に(感性にもとづく動因によって)触発される限りでは感性的意志であり、またかかる意志が受動的に強制される場合には動物の意志と呼ばれる。ところで人間の意志は、なるほど感性的意志ではあるが、しかし動物の意志ではなくて自由な意志である。人間の意志作用は感性によって必然的に規定されるのではないからである。人間には感性的衝動の強制とは無関係に、みずから自分自身を規定するような能力が本来具わっているのである。――

(I2)――もし感覚界における原因性がまったく自然的原因性だけだとしたら、どんな出来事も他の出来事によって、時間において必然的[自然]法則に従って規定されているだろう。従って現象が意志を規定する限り、現象は意志から生じる自然的結果としての行為をすべて自然必然的なものとせざるを得ないから、先験的自由の不成立は同時に一切の実践的自由を滅却するにいたるであろう。実践的自由は、たとえ何か或ることが生起しなかったにせよ、それは当然生起すべきであったということ、したがって現象におけるかかる生起の原因は必ずしも我々の意志を規定するものではなくて、我々の意志にはそれとは別の原因が存することを前提しているからである。

カントが(H)から(I)へと進める議論は、カントが基礎に据え

る認識理論の上に展開する哲学のかなめとなる部分である。
そこでの考察から、カントは、

(I3)——この問題は本来自然学的なものではなくて、先験的な問題だということである。自由は、…挙げて先験的哲学の仕事でなければならない——

と断ずる。

認識理論は哲学的思考のための基礎論に該当すると言えると思うが、カントは、哲学はそれで終わりとはならない、「先験的哲学」と呼べる重要な部分がある、と考える。そして、その重要な哲学部門は「自由」に関係することだ、と言っているのである。

カントが言っていることを別の言葉で言い表わしてもう一度考えてみよう。(H1)と(H2)では、理念の領野に持ち込まれた「自由」を現象世界の「自然」と対比するが、その議論は、「理念の領野」を「現象世界」に接合させて拡張された問題空間で、「原因性」をめぐる抽象的なものである。ところが、(I1)と(I2)では、「自由」は、本来の先験的理念から「実践的概念」に移行させられる。人間の実践においてきわめて重要な「意志」という言葉を用いて、「(生物としての)人間の意志は、なるほど感性的意志ではあるが、しかし動物的意志ではなくて自由な意志である」と言うことによって、実践の場に「自由」の概念をもちこむ。そこには感性的意志という言葉まで現われて、自由な意志が現象世界のことである

ことが確認される。現実の場での「自由」は、「現象世界」での意志や感性とかかわらざるをえないのである。けれどもカントは、人間の意志が、現象世界での必然性に従う感性だけによって束縛を受けるのではなく、「自分自身を規定しようとする自発性をもつ」すなわち「自由」をもつ、と考えたいのである（わたしも、このように考えたい）。

「自由」を「人間の自発的な意志」に結びつけて、カントは、「先験的自由」が経験世界に生きる人間の意志にまで波及する、と考えようとしているのである。しかもその「自由な意志」は、現象界で感性的な束縛を受けないと言う。すなわち、理念の領野にある「自由」は現象世界にまで及ぶが、感性の働く現象界における「自然的原因性」に抵触しない、と考える。つまり、「先験的自由」は現象世界の「必然的自然法則」を妨げない、と考えるのである。

そうして、人間の意志に基づく行為が引き起こす出来事は自然的結果をもたらすが、それでもその出来事には二つの区別できる側面がある、と考える。すなわち、「必然」的な側面と「自由」な側面とである。結局、「自由」が「必然」と切り分けることのできる概念だ、とするのである。

わたしの考察は堂々巡りをしているが、(H)と(I)の議論で、カントが最も希求しているのは、実践生活で「自発的な意志」を働かせて「自由」に生きることである。そのために、現実の生活の場である「現象世界」に「自由」をもちこみたいの

である(わたしもまったくこの希求に賛同する)。ところが、その「自由」の根拠をどこに求めるかについてカントは苦勞しているように、わたしには見える。カントの出した方策は、(H1)から(I3)へ至る理路である。カントをその道筋に向かわせたのは何だろうか。その理由は、カントが

④ 「現象世界」には「必然」が貫徹していて「自由」の入りこむ余地がない、「現象世界」における「実践」に「自由」をもちこむことが困難である、と判断したからだ、とわたしは推察する。

すなわちカントは、感覚界つまり現象世界では「必然」が貫いていると考えるから、「人間の自発的な意志」を認めるためには「現象世界」の外から「自由」を導くほかはない、と考えるのである。そこで、「現象世界」の外に「可想的な「理念の領野」を架設し問題空間を拡張して、「自由」という「先験的理念」をもちこむのである。そうしなければ、実践理性の働く場である現象世界に「自由」な「人間の意志」をもたらすことができない、とカントが考えるからである。

しかし、なぜカントのするような迂回路をとらなければならないのか、「人間の自発的な意志」は現に「現象世界」で働いているではないか、という疑問が生じる。わたしには、「理念の領野」と「現象世界」の接合がカントの考えるほど単純に形式的にできる、とは思えない。

カントの考え方に問題はないだろうか。古典的論法では

「必然」と「自由」は相容れない概念と考えられたのだろうが、それは本当だろうか。現代自然科学では、多くの階層をなし幾多の種類の莫大な要素から成る自然が示す現象は、カントの時代に知られていた自然法則が教える“因果必然性”で説明することが困難なように思える。

このことに関連するが、カントは次に、「物自体」と「現象」との関係に立ちかえて議論を加えていく。

(J1)——もし現象が物自体であり、したがってまた空間および時間が物自体の現実的存在を規定する形式だとすると、条件は条件つきのものとともに、いずれも系列の項として常に同一の系列に属することになる。するとそこからこの場合にも、先験的理念のすべてに共通なアンチノミーが生じてくる。——つまりかかる系列は、悟性にとって過大であるかそれとも過小であるか、という結果に立ちいたらざるを得ない、というアンチノミーである。しかし我々がこの項および次項で論及しようとする二つの力学的理性概念は、量と見なされた対象ではなくて、対象の現実的存在にほかならない。それだから我々は条件の系列の量は度外視してよい、また条件については、条件と条件つきのものとの間の力学的関係だけを考察すれば足りる。

(J2)——すると我々は、自然と自由とにかんする問題において、早くも困難な点に会うのである。即ち——およそ

自由は可能であるのかどうか、——従ってまた世界における結果はいずれも自然から生ぜねばならないのか、それとも自由から生ぜねばならないのか、——むしろこの両つの命題は、同一の出来事がそれぞれ関係において同時に成立し得るのではあるまいか等の問題である。

この問いについて次のように説かれる。

(J3)——感覚界における一切の出来事は、恒常不変な自然法則に従って全般的に結合しているという原則が正しいことは、先験的分析論の原則として確立されていて、いかなる例外も許さない。すると問題は結局、一自然によって規定されているのと同じの結果が、自由によっても規定され得るのか、それとも自由は自然の侵すべからざる規則に依ってまったく除外されているのか、ということになる。

(J1)は、「現象」が「物自体」かどうかというカント哲学の基本命題に立ちかえって考察を始める。そして、うしろの方の文章が、ここで考えているのが力学的理性概念であり、対象の現実的存在を問題にしていることを認めているから、考えている「現象」は力学的なものである（先験的分析論で提起した「認識論」が論じている「現象」もやはり力学的なものである）。現代のわれわれが学習する力学を思い浮かべながら考えてよいだろう。

段落の切れ目なしに(J1)から(J2)に移っていく議論の仕方

は分かりづらい。論理のつながりに緊密さが欠けているように思われる。言葉を足して考えてみよう。この項を含む第九節の先頭“まえがき”の(イ)・(ウ)・(エ)からすると、背進をどこまでも続けることのできない悟性が「現象」の認識を追究するのに対し、理性は全体性という規定をもつ「物自体」を前提する。つまり、感性と悟性によって経験的に認識できる「現象」は全体性に到達できないのに対し、全体性という規定をもつ「物自体」は理念が要請するものである。「全体性」という点において、「現象」の認識は「物自体」に至ることができないのである。先験的分析論では、このことは理由を説明せずに宣言されただけだったが、ここの先験的弁証論で、「現象」は「物自体」ではないとする理由が述べられているのである。

(J2)の冒頭で「自然」と「自由」の問題にかかわるとされるのを理解するのに、補助線が必要である。カントは、「悟性-現象」と「理性-物自体」とを対置しておいて、「自然」は悟性-現象につながるもので、「可想的なもの」である「自由」は理性-物自体につながる、と考えているのである。そうすれば、「悟性-現象-自然」の系列と「「理性-物自体-自由」の系列は対置できる関係となる。それは、④で述べたカントの「自然」と「自由」とは分離できるとするのと同根の考え方である。そうすると、理性が要請する理念である「物自体-自由」は、悟性概念に属する「現象-自然」に対して過大であるか過小であるかというアンチノミーを生じる。そこに、もし

「現象」＝「物自体」という等値の関係をもちこむと、「自然」と「自由」とに関する問題に困難が生じるのである。

こうしてカントは、別の言い方で、世界における出来事の結果は、(イ) 自然から生じるのか、それとも、(ロ) 自由から生じるのか、あるいは、(ハ) 自然からまた同時に自由から生じるのか、三つのうちのどれかを選択しなければならないという岐路に立たされる、と言う。

岐路に立つカントは、(J3)で、

⑤ 先験的分析論で築いた認識論の原則「感覚界における一切の出来事は、恒常不変な自然法則に従って全般的に結合している」は確立していて動かせない、と声明する。そうすると、三つの選択肢のうち、(イ)の「世界における出来事の結果は自然から生じる」という選択が有力だということである。それにもかかわらずカントは、(ハ)の道を選んで「自然によって規定されているのと同じの結果が自由によっても規定され得る」と考えたい――

と表明しているのである。

だから、(ハ)への隘路をさらに打開する必要が生じる。その打開策が(J4)と(J5)とである。カントは次のように考える。

(J4)――(イ)の道を選んで「現象の絶対的実在性」という前提を認めると、理性を混乱に陥れる。というのは、もし

現象が物自体だとしたら、自由はまったく救われようがないからだ、と。そうすると、自然はそれ自体、どんな出来事も十分に規定する完璧な原因であり、出来事の条件は常に現象——即ちその結果と共に自然法則によって必然的に規定されるところの現象の系列にのみ含まれることになる。これに反して現象は、あくまで現象であってそれ以上のものでない——物自体ではなくて、経験的法則に従って結合している単なる表象にほかならない——とすれば、かかる現象そのものは、現象でないような根拠をもたねばならない。

(J5)——しかしかかる可想的原因は、その原因性を現象によって規定されるものではない。それだからかかる可想的原因とその原因性とは、現象の系列のそとにある。しかしこの可想的原因から生じた結果は経験的条件のうちにある。従ってかかる結果は、その可想的原因に関しては自由であると見なされ得るが、しかしそれと同時に現象に関しては、自然必然性に従って現象から生じた結果と見なされるのである。こうした区別は、一般的にしかも抽象的に述べただけでは、徒な詮索立てに過ぎて甚だ明確を欠くと思われるに違いないが、しかしこれを実際に適用してみるとはっきりするのである——

とカントは言う。

このあと、言っておきたいのは次の一事であるという文章が置かれている。

(J6)——自然のなかに織り合わされている一切の現象の全般的な結合と連関とは、例外なく妥当する法則である、それだからもし我々が現象の実在性を固執しようとするならば[現象を物自体の意味であるとみなすならば]、自由は必然的に崩壊せざるを得なくなる、ということである。

このように考えるから、「物自体」を「現象」から区別する必要があるとくりかえし主張しているのである。付け加えれば、(J6)の文章は、例外なく妥当する「自然の法則」つまり「必然」と、「自由」との関係について、④で推察したとおりの、カントの判断を明かしている。

結局、カントの考えでは、

⑥ 「悟性-現象-自然」の系列と「理性-物自体-自由」の系列は、数学的な比喻で言えば、直交したまま統合された問題空間をつくりだすことができる。つまり、人間の「自由」の根拠は理念の領野にあり、「自然」において生起する出来事で原因と結果の関係を乱すことなく、その出来事を起こすもう一つの原因となり得る。しかも、「自由」を実践において主題としようとするのだから、人間は、現実の場に出^{しゅったい}来る「自由の結果」を引き受けなければならない。——

この構想がカント哲学の要諦、とすることができるだろう。次の細項目Ⅲ.2 の課題はその構想ををさらに考察すること

である。

2025 年 9 月白露

海蝶 谷川修